

日時・場所	平成28年12月26日（月） 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、川端教育長、立入議会事務局長、寺田政策調整部長、大藤政策調整部政策監、遠藤総務部長、上田市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長、白井環境経済部長、藤池教育部長、野玉会計管理者、服部広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- ・ 今年はくらし支えあい条例をはじめ、いくつかの本市独自の制度ができ、様々な事業の進展もあった。ゆきはたこども園、柿ノ木原踏切、クリーンセンター等新規施設も整備し、病院整備も現在基本設計業務を進めている。このように、制度や施設ができたことが目に見えた成果になっている。また、様々な分野で職員一人ひとりが質の高い仕事をし、市民サービスの向上に取り組んだことで成果が上がったと考えている。制度や施設をつくること自体が目的ではなく、それらに基づいて市民に対してしっかりと公共サービスを提供することがまちづくりの目的であることを再確認しておくこと。このように、良い評価に値する成果が上がっているが、それを振り返ることも重要であるので、各部において今年の仕事の成果をしっかりと振り返っておくこと。

2. 報告事項

① 平成28年度第2回まちづくり井戸端座談会の開催について

〔所管： 政策調整部〕

平成28年度第2回まちづくり井戸端座談会を平成29年2月17日（金）19:00～20:30に開催する。座談会のテーマは①余熱利用施設整備基本計画（案）について②野洲市観光振興指針（案）について③介護保険の総合事業について、である。関係各部長の出席と担当課にて資料作成願う。資料作成にあたっては、市民向けの説明となるので留意いただきたい。

3. 協議事項

① 野洲市くらし支えあい条例の一部を改正する条例について

〔所管： 市民部〕

事業者の負担軽減と行政コストの削減を図り、また、登録事業者に関する情報提供を充実させるため所要の改正を行う。申請書の記載事項に法人番号や販売する商品等を加えること等の情報提供に関する規定、及び国の免許等を受けている事業者のうち暴力団員等の排除が行われているものについては申請書記載事項を簡素化する等手続の簡素化に関する規定を追加するものである。→国の制度上すでに手続きが済んでいるものについて簡素化を図るものであるが、県に最終権限がある制度についても考え方を整理しておくこと。

② 野洲市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例について

〔所管： 市民部〕

市民活動支援センターは、平成19年10月施設開所以来、まちづくりの原動力である市民活動を促進するため、会議室、ホール施設等の適正な管理に努めてきたが、より適正な管理を行うため所要の改正を行う。施設の利用許可、利用権の譲渡等の禁止、及び原状回復の義務等に関する規定を追加するものである。

③ 野洲市防災センター条例の一部を改正する条例について

〔所管： 市民部〕

野洲市総合防災センターの管理及び運営に関しては、これまで使用許可基準を別途定めて運用していたが、より適正な管理・運営に資するため、新たに当該条例に施設の利用に関する条文を追加するとともに、当該センターの管理運営規則を定める。利用の範囲、利用の許可、利用権の譲渡等の禁止、及び原状回復の義務等に関する規定を追加するものである。

④ 野洲市空き家の適正管理に関する条例を廃止する条例について

〔所管： 市民部〕

平成27年5月26日に全面施行された空き家の適正管理に関する特別措置法（平成26年法律第127号）は、野洲市空き家の適正管理に関する条例で規定している内容を包含している。また、特別措置法には市町村の責務、空き家の利活用や罰則等について定められており、今後は法律の適切な運用により

適切な行政指導等ができると考えられるため、本条例を廃止しようとするものである。

4. その他伝達事項

- ・ 一部新聞で、市長が議会推薦の監査委員を市議会に提案しないことは異例であり、それは当該議員が病院整備反対派の議員であることが理由であると読み取れる記事が掲載されたが、そのような事情はないので共通認識を持っておくこと。
- ・ 各部の正副議長への年末年始の挨拶は、仕事納め式および仕事始め式の開始までに済ませるよう願う。

5. 次回部長会議

1月4日（水）10時～ 庁議室